

独立行政法人国際交流基金 中期目標

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 中期目標の期間

基金の今次中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 一般管理費（退職手当及び本部移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終事業年度までに平成18年度に比べて15%に相当する額の削減を行う。なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成十八年法律第四十七号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする人件費削減の取組を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- 2 運営費交付金を充当して行う業務経費については、業務の合理化、効率化等により、毎事業年度1.2%以上の削減を行う。
- 3 機構の簡素化をはじめとして、法人の自律性及び法人の長の裁量等の独立行政法人制度の特長を活かし、機動的かつ効率的な業務運営を行う。
- 4 個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。その上で、評価の結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により、見直しの実効性の確保に努める。

5 随意契約による委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人をはじめ特定の団体との契約のあり方につき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。

その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。

1 効果的な事業の実施

国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくために、外交政策上必要性の高いものに限定しつつ以下の分野別政策に基づいて事業を実施する。

(1) 以下の分野別に別紙に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。

(イ) 文化芸術交流の促進

(ロ) 海外日本語教育、学習への支援及び推進

(ハ) 海外日本研究及び知的交流の促進

(ニ) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援

(ホ) その他

(2) 上記の四分野については、外交政策、相手国との外交関係及び相手国の事情、国民のニーズ等をふまえて、適切な配分となるよう留意する。

また、事業プログラムをはじめとする事業の実施体制については、必要性及び費用対効果等を考慮しつつ、リソースの最適な投入形態等にも配慮しながら効率化を図るよう具体的措置を講じるとともに、中期目標期間中も、不断にかかる効率化措置の策定・実施に努める。

(3) また、外務省による地域別の重点施策、重点事業、及び政策的課題を踏まえつつ、海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国別に事業

方針を作成の上、在外公館と十分に協議し、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ事業を実施する。海外事務所の置かれていない国については、外務省と十分協議し事業を実施する。また、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないように配慮する。

(4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館と協議の上、効果の高い事業を実施する

2 国民に対して提供するサービスの強化

基金が行う事業の広報や、他の国際交流関係機関、団体等との連携を通じて、国民が国際交流事業に親しみ、国際交流事業の成果を享受しうるよう、国民自らが国際交流に参加しやすくなるような環境作りに努める。

3 対外関係への配慮

事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

1 運用資金については、原則、安全且つ有利な運用によることとし、その収入の確保に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図る。

2 入場料・受講料・受験料等の受益者負担の適正化や、他団体との共催・協賛・協力等、外部リソースの活用を図ることにより、経費の効率化を図る。

3 業務の合理化、効率的な施設運営等により、経費の削減を図る。また、基金の保有する資産の売却等により、土地・建物等の効率的な活用を促進するよ

う見直しを行うものとする。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、職員養成、意識改革等）

人事交流の実施、評価制度の改善、勤務成績を考慮した給与の支給等により、良好な組織運営を可能にする人事管理を行う。

2 施設・設備の整備・運営

業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

分野別目標

1 文化芸術交流の促進

文化芸術交流の促進は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させ、多種多様な日本文化の様相を、等身大の姿で海外に伝達することを通じて、諸外国の国民の対日理解を促進させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための重要な手段であり、基金は、かかる交流を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、外交上の必要性及び重要性に基づいた事業を、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しながら効率的・効果的に実施する。

(1) 基本方針

文化芸術交流の促進に当たっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)から(ニ)を踏まえて、最も効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通項目

- ① 相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業等、我が国の外交上の必要性に対応した事業に重点を置き実施する。
- ② 関係省庁との連携に加え、非政府団体との連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する支援、情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。
- ③ 効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に情報の収集、ネットワーク形成、情報発信等に努める。
- ④ 各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、例えば、国内での大規模事業実施に際しては、民間企業からの寄附金、民間企業・団体との共催、入場料の徴収等による経費の効率化を図るとともに、人的資源の投入について他の外交上必要性の高い事業の実施に影響を与えないことを原則とするなど、事業実施による効果及び経費効率等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。
- ⑤ 市場化テストの実施を含め、経費の効率化のための取組を積極的に進める。

- ⑥ 主催事業については客観的指標ないし定量的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。
- ⑦ 日本のアニメ・マンガ等のいわゆるポップカルチャーが、海外で圧倒的な人気を博している現状に留意しつつ、ポップカルチャーの要素を取り入れた事業を可能な限り多く実施する。また、その際には、ポップカルチャーへの関心を日本への関心に高めるような事業となるように工夫する。

(ロ) 日本文化発信型事業

相手国における (a) 文化交流基盤（劇場、美術館等文化交流関連施設、人的資源の量的・質的水準を総合的に考慮したもの）の状況、(b) 相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの）等を勘案し、効果的な日本文化の紹介を行う。

(ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業

相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、積極的に双方向・共同作業型の事業を実施する。文化を通じた国際貢献分野においては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行の一環として、また、新たに取組が求められている相互理解を通じた平和貢献や固有文化の保存・継承及び活用等のニーズを踏まえて、積極的に支援を行う。

(ニ) 外国文化紹介型事業

商業ベースでは必ずしも日本への紹介が十分に行われておらず、特に日本に紹介する外交上の意義が高いと考えられる外国文化については、積極的に日本に紹介するための事業を実施する。

(2) 諸施策

上記（1）を踏まえて、次の(イ)から(へ)の項目の事業を推進する。

(イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流

文化人、専門家、芸術家等を派遣・招聘することにより、多種多様な日本文化の等身大の姿の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。

その際、事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質に大きくよるため、特に適切な人選がなされるよう配慮する。

(ロ) 文化芸術分野における国際協力

文化諸分野の人材育成や文化遺産保存・継承等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。

事業実施にあたっては、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。

(ハ) 市民・青少年交流

各国と我が国の市民・青少年の交流を推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。

事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいので、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。

(ニ) 造形芸術交流

各国と我が国の造形芸術交流の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴える効果を持つよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。

(ホ) 舞台芸術交流

各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴える効果を持つよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。

(ヘ) メディアによる交流

映画、TV、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を実施、支援する。

事業がより幅広く多くの人々に対して魅力を訴える効果を持つよう、適切な内容を選定する。また、TV、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めるよう努める。

2 海外における日本語教育、学習への支援及び推進

海外における日本語学習者は、日本に対する深い理解を有し或いは今後有しようとする素地を備え、日本と相手国との相互理解の中心となる貴重な人材である。基金は、日本と各国の国際交流の基礎となる人材を拡充すべく、海外における日本語の普及を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握し、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

(1) 基本方針

海外における日本語の普及にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における日本語教育基盤の整備状況等の事情に応じ、下記(イ)から(ニ)の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるよう努める。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 一般市民・初学者を対象とする日本語教育支援の充実

多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応するため、国際標準としての「日本語教育スタンダード」の構築及びモデルとしての日本語講座運営を行いつつ、現地官民機関が基金との連携を通じて一般市民や初学者向けの日本語教育施設を拡充展開できるような事業形態へ従来の支援型事業から重点をシフトする。

(ロ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

海外における日本語教育の現地化・自立化を目的とした従来の事業については、各国・各地域の教育政策及びニーズに配慮しつつ、各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じて対象と目標を明確にし、これらに係る事業に重点化する。

また、汎用性を備えた包括的・体系的な国際標準として「日本語教育スタンダード」を構築し、モデル講座の運営等を通じてその普及を図り、新規かつ多様なニーズにも効率的かつ効果的に対応できる基盤を整備する。

(ハ) 地域的な必要性に対応した支援

近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、

積極的な支援を行う。

(二) 附属機関の運営

附属機関は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて外交上必要性の高い事業への重点化を図るとともに、市場化テストの実施を含めた経費の効率化や、受益者負担の適正化及び宿泊施設の稼働率向上のための取組を進め、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 諸施策

上記(1)の基本方針に立ち、以下の諸施策の実施にあたる。

(イ) 多様化する日本語への関心やニーズを日本語教育へつなげるための施策

多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応し、効率的・効果的な日本語教育を行うため、以下の取組を実施する。

- ① 国際標準としての「日本語教育スタンダード」の構築及びモデルとしての日本語講座運営を行いつつ、現地官民機関が基金との連携を通じて、一般市民や初学者向けの日本語教育施設を拡充展開できるような海外の日本語教育を支援する。
- ② 日本のアニメ・マンガ等へ関心を持つ者を日本語学習者へ取り込むべく、ポップカルチャーなどを十分に活用することや、「eラーニング」等多様なメディア媒体を用いること等に留意し、日本語学習に対する多様な関心、高まるニーズへのより効果的な対応を図る。

(ロ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策

① ネットワーク形成

海外日本語教育の総合的ネットワークを構築し、海外日本語教育・学習の動向を把握し、収集した情報を広く内外に提供する。この調査分析に基づき、各国の事情に応じた適切な日本語教育支援方針を立てる。

② 機関強化

海外における日本語教育の振興において、中核的な高等教育機関は、相手国の中で特に重要な役割を担うことから、各国のかかる教育機関の整備状況、基金の支援に対する現地からのニーズ等に応じて、次の指針を踏まえ、各国の拠点となる日本語教育機関を強化する適切な支援を行う。

- (i) 拠点整備がある程度進んでいる国においては、次の点を踏まえて支援する。

- (a) 拠点の自立化の可能性を検討し、支援の内容ないし継続の可否を不断に見直す。
- (b) 拠点間ネットワークの拡充等により、基金からの支援の波及効果が高まるように努める。
- (c) 潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓に努める。
- (ii) 日本語ニーズに対して拠点の整備が不十分である国においては、ニーズを的確に把握しつつ、効果的な拠点の整備が行われるよう支援に努める。
- (iii) 日本語ニーズが顕在化しておらず、かつ、拠点整備も不十分である国においては、潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓の可能性を探る。
- (iv) 拠点に対する支援は、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。このため、拠点支援に関し、客観的指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映させる。

(ハ) 日本語能力試験

海外における日本語能力試験は、各国の日本語学習者の能力測定及び学習意欲向上を図る上できわめて重要な事業であり、効果的かつ効率的に実施する。その際には、経費縮減を促進する観点から、受益者負担を適正化し、開催地の物価水準や現地公的機関の動向などを勘案の上、受験料水準の見直し等を行う。

客観的基準に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映させるとともに、より多くの海外日本語学習者に対する利便性を向上させる。その観点から、年複数回実施の早期実現に向け準備を進めるとともに、受験者が自己の能力をより客観的かつ具体的に認識できるよう試験を見直す。また、日本語能力試験の受験者数を増加させるよう努める。

(ニ) 海外日本語教師を対象とする施策

日本語教育が効果的に行われる上で、質の高い日本語教師の養成は不可欠であることから、次の指針を踏まえ、相手国における日本語の普及状況、日本語教育の組織基盤の整備状況、日本語教育に対するニーズ等の現地事情に応じた適切な支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教員の養成を支援する。

- ① 相手国の事情及びニーズに応じて、日本への招聘等による日本語教師の研修を行う。その際、適切な語学レベル、期間、規模、対象者の選考等の諸要素について、研修が最も効果的かつ効率的となるように努める。また、研修を効果的に実施するため、附属機関を活用する。

- ② 相手国の事情及びニーズに応じ、日本語教師が使用する教材の充実化に努めるとともに、インターネット等を活用し効果的かつ効率的な頒布が行われるよう工夫する。
- ③ 教師に対する支援は、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。このため、適切な指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していく。特に附属機関については、適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施し、事業内容の向上に不断に努める。

(ホ) 海外日本語学習者を対象とする施策

海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び海外日本語学習者の学習を奨励するための研修について、次の指針を踏まえ、附属機関等を活用しつつ、海外日本語学習者に対し実施する。

- ① 外交官・公務員日本語研修の研修生の募集・選考にあたっては、外交上の要請を十分に反映させる。
- ② 適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施する。また、必要性が低下した研修の廃止など研修の在り方を見直しつつ事業内容の向上に不断に努める。

(3) 日本語普及に係わる留意事項

(イ) 海外事務所においては、在外公館、独立行政法人国際協力機構、現地教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握と効果的かつ効率的な日本語普及に努める。

(ロ) 日本国内において、関係省庁はじめ官民の関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効果的かつ効率的な日本語普及の体制の構築に努める。

(ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。

3 海外日本研究及び知的交流の促進

海外における日本研究は、諸外国の特に有識者における対日理解の基礎となり、日本の正しい姿を伝えるものである。また、我が国と諸外国の有識者間の

知的交流によって、各国との間でお互いに英知を共有し結集することは、各国との有識者間における相互理解を深めると共に、国際的な課題解決に向けて貢献するものである。基金は、これら海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の状況及びニーズを把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、外交上の必要性かつ重要性を持つ事業を効果的に企画・実施する。

(1) 海外日本研究の推進

(イ) 基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記①及び②の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるよう努める。

① 共通事項

- (i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。
- (ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- (iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。
- (iv) 各国の日本研究事業に応じて効果的な対象・手段を選び支援し、実施後はそれらが適切であったかにつき、客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。
- (v) 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・各地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。

② 地域的特性に応じた事業実施

各地域における日本研究の促進にあたっては、相手国の研究・教育事情に応じた支援を行うとともに、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。

(i) アジア・大洋州地域

- (a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。

(b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。

(c) 日本語学習者が多い国においては、高等教育レベルの日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。

(ii) 米州地域

北米においては、日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。

(iii) 欧州・中東・アフリカ地域

(a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が相当進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。

(b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。

(ロ) 諸施策

上記(イ)の基本方針を踏まえ、以下の諸施策の実施にあたる。

① 機関支援型事業

(i) 海外日本研究機関に対する支援においては、高い事業効果が得られるよう対象機関と支援手段の組み合わせを決定する。

(ii) 継続的に支援を行っている機関については、効率的な事業実施のため、機関の自立化の可能性を検討するなど、他の機関に支援した場合の機会的な費用及び効果を勘案しつつ、支援の内容ないし継続の可否を不断に見直す。

② 研究者支援型事業

フェローシップについては、高い事業効果が得られるよう人選が適切なものとなるようにする。

(2) 知的交流の促進

知的交流の促進にあたっては、下記(イ)、(ロ)の方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通事項

- ① 長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意しつつ事業を実施する。
- ② 事業実施にあたっては、我が国の外交上の要請に配慮する。
- ③ 事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。
- ④ 事業形態の特徴に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。
- ⑤ 客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。
- ⑥ 我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善または発展にとりくむべき国・地域との交流に重点化し、効率化を図る。

(ロ) 地域的特性に応じた事業実施

各地域の特性に応じて、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、特に次の点に留意しつつ事業を行う。また、アジア・太平洋地域については、知的交流のスキーム強化を通じ、将来に向けた対日理解の中核となる指導者を養成することが必要であるとの観点から、将来を担う各国の次世代指導者候補となる者を我が国に招聘する形のプログラムを実施し、ひいては域内のネットワークを構築していく。

① アジア・大洋州地域

- (i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極的な事業実施に努める。
- (ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする知的交流事業を実施し、同地域に知的貢献をなし得る事業の実施に努める。
- (iii) アジアにおける一体感を醸成し、東アジア共同体に向けた日本の積極的な取り組みを促進するための研究者・専門家等の域内ネットワークの構築を目指す。

② 米州地域

- (i) 我が国と特に緊密な関係を有する米国との知的交流は、特に重要であり、両国の各界各層における対話と交流を促進するとともに、グローバルな課題の解決等世界への貢献を視野に入れた事業を実施する。
- (ii) 日米センターを運営し、米国との知的交流及び地域・草の根交流事業を実施する。同センターの運営にあたっては、設立の趣旨に基づいて、

同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。

(iii) 米国以外の米州との知的交流に関し、より緊密な関係を構築するため、当該地域との対話と協力に資する知的交流事業を実施する。

③ 欧州・中東・アフリカ地域

(i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施する。

(ii) ロシア及び旧ソ連新独立国家（NIS）諸国との交流・協力関係を促進するため、適切な課題をめぐっての知的対話・交流事業を実施する。

(iii) 中東諸国との相互理解を促進するため、知的対話・交流事業を実施する。

4 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等

国際交流に関する情報の収集及び調査・研究は、国際文化交流事業を効果的に実施する上で不可欠であり、基金は、その内外のネットワークを活用し、有用な情報の収集に努めなければならない。

また、各国との間で活発な国際交流が進められるよう、海外に向けて日本に関する情報源を整備・提供し、内外の国際交流の担い手に対して、国際交流に関する情報の提供をはじめとする支援に努めなければならない。

(1) 日本に関心を有する海外の知識人、市民に対して、日本に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

(2) 国際交流に関心を有する内外の関係者に対して、国際交流に関する情報及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

(3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、ノウハウ提供、顕彰や各種支援を効果的かつ効率的に行う。

(4) 基金がより効果的な事業を実施し、また、基金以外の者による国際文化交流をより効果的に推進するために必要な調査及び研究を行い、その成果については、国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうるよう、効果的かつ効率的に公開する。

(5) 上記（1）から（4）に関し、適切な指標に基づいた外部有識者による

評価を実施する。

5 その他

(1) 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。

(2) 京都支部の運営

基金京都支部は、本中期目標に示された諸点をふまえ、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

基金は、特定の寄付金を財源として、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う。寄付金の受け入れ等にあたっては適正に行うこととする。